自筆証書遺言書保管制度

出前講座に

法務局職員を派遣します!

自筆証書遺言書は、遺言者が自分で書く遺言書のことで、 相続をめぐる争いを防止するために有用な手段であり、手軽 に作成することができます。

Q. どのような内容の講座?

A. 法務局では、自筆証書遺言書をお預かりするサービスを開始しています。

そこで、この制度のメリットや利用する際の注意点のほか、 申請方法などを、法務局の職員が、県民の皆様が集う場にお 伺いして分かりやすく説明します。



遺言書ほかんガルー

★出前講座の概要

★対象

県内に在住又は在勤している、おお むね5名以上のグループ

★開催日時

平日の午前10時~午後4時までの 間で60分程度

★場所

申込者が会場を御用意ください。 ※会場使用料が必要な場合は、申込者 が負担してください。

★費用

法務局職員に対する費用は不要です。 資料は法務局で準備します。

★開催までの流れ

- ① 申込者が会場を準備します。
- ② 開催希望日の1か月前までに、申込 先まで、申込書に記入してメールする か、電話でお申込みください。
- ③ 申込書受付後、担当者から日程調整のため御連絡します。
 - ※開催日時の変更をお願いする場合があります。
- ④ 講座開催日時が決定後、担当者からお知らせをします。

★申込先

松山市宮田町188-6 松山地方法務局総務課

TEL:089-932-0888 自動音声案内③→④

メール: soumu_matsuyama_moj_bal@i.moj.go.jp

